

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読み替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、熊本県漁業調整規則（令和 2 年熊本県規則第 51 号）第 4 条第 19 号に規定するかご漁業（いかかご漁業）につき、熊本県漁業調整規則第 11 条第 1 項各号に掲げる事項に関する制限措置を次のように定める。

令和 7 年（2025 年）12 月 15 日

熊本県知事 木村 敬

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業名称	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数 及び推進機関の馬力数	許可又は起業の認可 をすべき船舶の数	漁業を営む者の資格
かご漁業	いかかご 漁業	別記 1 のとおり	1 月 1 日から 6 月 30 日まで	船舶の総トン数及び推進機 関の馬力数：定めなし (許可後は、許可証に記載さ れた総トン数及び馬力数)	1 隻	1 上天草市龍ヶ岳町大道に 住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受け た漁船の所有者又は使用者

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和 7 年（2025 年）12 月 15 日から令和 7 年（2025 年）12 月 19 日まで

3 備考

- (1) この公示に係る許可の有効期間は、許可日から令和 8 年（2026 年）6 月 30 日までとする。
- (2) この公示に係る許可又は起業の認可には、次に掲げる内容の条件を付する。
  - ア 免許を受けた漁業の操業を妨げてはならない。
  - イ 同時に使用するかごの数は、350 個を超えてはならない。

## 別記1

### 操業区域（大道地先）

次の基点1、基点9、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ゾ、タを順次に結んだ線及び最大高潮時海岸線により囲まれた区域

基点1 熊本県漁場基点天第227号（上天草市龍ヶ岳町（以下、「龍ヶ岳町」という。）切支丹鼻南端）

基点2 熊本県漁場基点天第219の1号（龍ヶ岳町ダテク島南端）

基点3 熊本県漁場基点天第230号（天草市御所浦町（以下、「御所浦町」という。）猿子島北西端）

基点4 熊本県漁場基点天第231号（御所浦町横浦島北端）

基点5 熊本県漁場基点天第233号（龍ヶ岳町唐網代鼻南端）

基点6 熊本県漁場基点天第229号（龍ヶ岳町横島南端）

基点7 熊本県漁場基点天第232号（龍ヶ岳町大道漁港池の浦東側防波堤北西端）

基点8 熊本県漁場基点天第222号（御所浦町困窮島北端）

基点9 熊本県漁場基点天第228号（龍ヶ岳町横島北端）

基点10 熊本県漁場基点天第266号（御所浦町嵐口崎北端）

ア 横島西海岸線における龍ヶ岳町と天草市倉岳町との境界

イ 基点6と基点7を見通した線から基点6を基点として右へ170度30分、1,000メートルのところ

ウ 基点6と基点7を見通した線から基点6を基点として右へ171度55分、2,295メートルのところ

エ 基点2と天草市戸の崎南端を見通した線から基点2を基点として右へ21度25分、1,100メートルのところ

オ 基点2から天草市新和町鍋割山山頂を見通した線上、基点2から1,100メートルのところ

カ 基点2から御所浦町牧島大通越鼻を見通した線上、基点2から220メートルのところ

キ 基点2と大通越鼻を見通した線から基点2を基点として右へ296度3分、310メートルのところ

ク 基点8から龍ヶ岳町瓢箪島山頂を見通した線上、基点8から270メートルのところ

ケ 基点8から御所浦町横浦島南端を見通した線上、基点8から180メートルのところ

コ 基点3と龍ヶ岳町楠森島小手出鼻を見通した線から基点3を基点として右へ4度23分、450メートルのところ

サ 基点6から御所浦町牧島ヤキ崎東端を見通した線上、基点6から900メートルのところ

シ 基点4と基点9を見通した線から基点4を基点として右へ354度30分、360メートルのところ

ス 基点5と基点4を見通した線から基点5を基点として右へ354度3分、270メートルのところ

セ 基点5と御所浦町与一ヶ浦港防波堤灯台を見通した線から基点5を基点として右へ295度52分、1,435メートルのところ

ゾ タから真方位191度30分の線が、セからチを見通した線と交わるところ

タ 龍ヶ岳町松が鼻南端（松が鼻灯台）

チ 基点10と龍ヶ岳町柵島東端を見通した線から基点10を基点として右へ5度15分、2,370メートルのところ